

## 令和３年中標津町議会 １ ２ 月定例会一般質問

| 通告 | 質 問 議 員                   | 質 問 事 項                                                     |
|----|---------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 1  | 1 5 番 佐 藤 武 志<br>(P2～P4)  | 1) 中標津町テレワーク誘致事業の取り組みについて                                   |
| 2  | 3 番 阿 部 隆 弘<br>(P5～P6)    | 1) 「労働者協同組合法」施行への取組について                                     |
| 3  | 1 8 番 松 村 康 弘<br>(P7～P10) | 1) 地産地消と地元産食品のフードロス対策推進について                                 |
| 4  | 9 番 高 橋 善 貞<br>(P11～P19)  | 1) 町有財産の売払い処分の推進について<br>2) (仮称) 岩谷学園ひがし北海道 I T 専門学校の予定地について |
| 5  | 5 番 佐久間 ふみ子<br>(P20～P22)  | 1) 不登校児童生徒への支援について                                          |
| 6  | 8 番 江 口 智 子<br>(P23～P26)  | 1) デジタル化推進における住民サービスの向上について                                 |
| 7  | 1 番 平 山 光 生<br>(P27～P29)  | 1) パートナースhip制度・ファミリーシッp制度の導入について                            |

# 令和3年12月定例会一般質問

通告 1

質問 中標津町テレワーク誘致事業の取り組みについて

答弁 都市と地方をつなげる「テレワーク」等に取り組んでまいります

15番 佐藤 武志 議員

【質問：佐藤 武志 議員】

15番、佐藤武志です。先に通告しています中標津町テレワーク誘致事業の取り組みについて質問いたします。

本町では現在、町内でテレワークを予定している町外の法人や個人事業主に対して、最大35万円まで補助するという取り組みを展開しています。募集期間は令和4年3月4日までです。コロナ禍の中、厳しいと思いますが応募状況についてお伺いいたします。



事業対象は町内の宿泊施設内にサテライトオフィスの開設やレンタルスペースの完備が必要となり、民間施設での取り組みが重要となっております。来年度に向け、新たにワーケーションも可能とする事業へも支援する制度として拡充を図ることが必要と考えます。

または町有施設の利用も考え、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、森林公園内にあるバンガローにWi-Fi環境を整備することを提案いたします。

さらに、宿泊施設等の改修への助成なども必要と考えます。西村町長が掲げる交流人口の増、しいては移住促進、定住、人口増につながる取り組みになると思います。

また、まち・ひと・しごと創生戦略に掲げる空き家対策として観光協会とも連携し、国の補助金等を活用した民間活力を使い一部を改修する空き家のリノベーションで、サテライトオフィスや事業者が共有しながら利用できる、コワーキングスペース、レンタルスペースを運営する新たな取り組みも期待できるのではないのでしょうか。

町長の考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

佐藤議員御質問の中標津町テレワーク誘致事業の取り組みについて御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う出勤抑制の方策として、首都圏などを中心に新しい生活様式に基づく働き方のスタイルとしてテレワークが推進されるようになりました。テレワークとはＩＣＴ情報通信技術を利用して時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であり、勤務場所によって分類すると、在宅勤務やカフェや外出先で業務を行うモバイルワーク、企業等の拠点から離れた場所に設置された事務所で働くサテライトオフィスでの勤務に分けられます。

本町では町内に空港がある優位性や都市環境、地域産業を活かしたモバイルワークや仕事と観光を同時に行うワーケーションの可能性を探るため、令和２年度よりテレワーク誘致事業を実施してきました。

佐藤議員御指摘のとおり、コロナ禍での事業の進捗は必ずしも順調とは言えませんが、令和２年度については、首都圏や九州などから問い合わせが７件ありまして、緊急事態宣言のため受け入れを中止せざるを得ない状況が続きましたが、最終的には１件、住友商事北海道株式会社の受け入れを行うことができました。

また、令和３年度については首都圏などから４件の問い合わせがあり、現在は東京の個人事業主の方が実施に向けて検討いただいている状況です。

町内におけるテレワークの受け入れ環境については、以前、町内の宿泊施設に対して行った調査によると、既に大半の施設が国などの助成金を活用してＷｉ－Ｆｉなどの通信環境の整備が完了しているとのことでありました。

また、森林公園キャンプ場や空き家を活用したサテライトオフィス、コワーキングスペースなどの設置に関する御提案につきましては、テレワークの実施場所として必要性を感じているところですが、需要の見込みについてはまだ十分な検証ができておりませんので、整備について判断するのは時期早尚ではないかと考えております。

現在、テレワーク、ワーケーションにつきましては全国各地で誘致が行われており、いかに地域の魅力や特色を出していけるかが課題と感じております。本事業では当初、情報通信が進んだ比較的大きな企業を想定して事業を進めてきましたが、比較的規模が小さな企業や個人事業主の動きが活発なことから、今後のターゲットとして可能性を感じております。問い合わせや相談の内容では、地域産業とのビジネスマッチングや、地元の企業や人とのつながりを求める声が多く寄せられております。

本町といたしましても、先に策定しました第7期中標津町総合計画において、関係人口及び交流人口の拡大に取り組んでいくこととしておりますので、これらの声を大事にしながら、空港をはじめとする当町の魅力や優位性を活かしながら、都市と地方つなげるテレワークやワーケーションに取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

## 令和 3 年 1 2 月定例会一般質問

通告 2

質問 「労働者協同組合法」 施行への取組について

答弁 制度の普及や対応に取り組んでまいります

3 番 阿部 隆弘 議員

【質問：阿部 隆弘 議員】

3 番、阿部隆弘でございます。労働者協同組合法施行への取り組みについて御質問いたします。

昨年 12 月 4 日の臨時国会において、超党派の議員立法にて労働者協同組合法が全会一致で可決成立し 12 月 11 日公布されました。働く人たちがともにそれぞれの意見を反映させながら、持続可能な活力ある地域社会をつくるために、だれもが事業を起こすことができる法律であり、住民主体の地域づくりの切り札として期待が寄せられております。



協同労働とは、働く人が出資をして組合員となり、それぞれの意見を反映させながら主体的に運営し、地域の多様な需要に対応しながら持続可能な地域社会づくりに向けて事業を行う労働でございます。労働者協同組合と聞くと既存の労働組合と誤解されるケースもあり、まずは行政内での理解が必要だと思います。この法律の有効性を確認し、どのような支援ができるのか検討が必要だと思います。

そこで部局横断的なチームをつくるなどプロジェクトを立ち上げ、制度の有効的な活用に向け政策検討会や勉強会の実施、周知、広報を促進し、この新たな制度が町民の皆さんに理解され根付いていくように、フォーラム、セミナー等の開催や相談窓口等の取り組みが必要と考えます。

そこで部局横断的なチームをつくるなどプロジェクトを立ち上げ、制度の有効的な活用に向け政策検討会や勉強会の実施、周知、広報を促進し、この新たな制度が町民の皆さんに理解され根付いていくように、フォーラム、セミナー等の開催や相談窓口等の取り組みが必要と考えます。

現在の企業組合法法人やNPO法人からの移行や後継者のいない会社を従業員がみんなで出資し組合をつくり、倒産を回避し持続させる可能性も秘めている法律だと思います。国の経済財政運営と改革の基本方針 2021 骨太の方針においても、労働者協同組合法の円滑な施行を図ると明記され、詳細は厚生労働省が現在つめているところと聞いております。

本町としましても来年 10 月の施行までに取り組む必要があると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

**【答弁：町長】**

阿部議員御質問の労働者協同組合法施行への取り組みについて御答弁申し上げます。

阿部議員より御説明がありましたとおり、労働者協同組合法は協同労働組織について規定した新しい法律です。協同組合といえば、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などがありますが、こうした協同組合は一つ一つに根拠となる法律が定められております。一方で、日本労働者協同組合連合会や北海道ワーカーズ・コレクティブ連絡協議会のような実態としては協同組合のような組織がありますが根拠となる法律がないため、任意団体やNPO法人として活動をしてきました。

任意団体やNPO法人としての活動では、出資などの資金調達の面で制限が多く、財政基盤が脆弱で持続的な事業経営が難しいことや労働関係法が適用されないなどの課題があります。

労働者協同組合法の成立により、これらの団体は労働者協同組合法人として認められ、組合員が自ら出資・経営・労働の3つの役割を担い、組合員の手で組合員の意見を反映させた事業運営が可能となります。

さらに、全ての組合員が労働契約を締結することによって、労働基準法や労働組合法などが適用され、社会保険にも加入することができるようになりました。

この法律が成立した背景には、過疎地域などでは介護や福祉など多様なニーズがあるものの、既存の組織が法人格を持たずに事業を行っているため、契約の主体になれないなど多くの問題を抱えていたことがあると言われております。新型コロナウイルス感染症の拡大によって、経済や雇用環境の悪化が懸念されていますが、一方では、副業やフリーランスといった新しい働き方も広がっています。

地域の労働者が地域の資源を活かして循環型の社会を作っていくことは非常に重要なことです。地域や労働者の特性によっても取り組むメニューは様々と考えますが、介護や福祉のほかにも食・子育て・物流・業務請負など幅広い事業活動や多様な雇用機会、担い手の創出が期待されておりますので、これからも協同労働という新たな取り組みについては注目していきたいと考えております。

なお、この法律の施行は来年10月となっておりますので、厚生労働省などからは、これから詳細な情報が届くものと考えておりますし、各団体の届け出窓口が都道府県知事となっておりますので、北海道とも連携しながら制度の普及や対応に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。



## 令和3年12月定例会一般質問

通告3

**質問 地産地消と地元産食品のフードロス対策推進について**

**答弁 地産地消推進協議会を活用し消費者側からの意見を聞いて研究します**

18番 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

18番、松村康弘でございます。地産地消と地元産食品のフードロス対策推進について質問いたします。

以前この場において、もしお金があったら何ができるか。いつもお金がないから何も企画できないではなくて、お金を引っ張ってくるためにも日頃の準備が必要ではなかろうかと申し上げたことがございますが、コロナ禍はある意味、それを極めてはっきりと私たちに見せてくれたと思います。

さて、通告しておりました地産地消と地元産食品のフードロス対策推進についてであります。私はかねてより、地産地消、すなわち地元産の食品をもっと地元で消費することが必要でないかと考えておりました。

先般、北海道新聞に脱炭素社会に向けて環境省が「食とくらしのグリーンライフポイント推進事業」の創設を構想し、2021年度補正予算案に100億円が計上される予定と報道されました。そのポイント付与の対象には食の地産地消、期限の迫った食品の購入も対象とされています。ポイントの原資は企業や自治体が拠出することとなっており、従来はお金がないから何もできないという無力感が先立っておりましたが、ふるさと納税の益金の運用という視点は、自治体運営に新たな可能性を示していると考えます。

さて、そのふるさと納税の益金でございますが、従来は歳入として収納され、なかなか手の届かなかった行政需要に対して極めて使い勝手に自由度の高い歳出がなされてきました。それゆえ、いかにしてふるさと納税をしてくださる人々の満足度を上げてリピート率を上げることや、返礼品の充実に意が注がれてきたように思います。

今般、私は地元で生み出される食品、それらは地元産の原料にこだわり丹精込めて作られたものなのですが、それゆえに高価格の傾向にあり、大量生産の価格帯に慣れている消費者としては割高感を感じ手の出しづらい傾向にあるように思えます。それらを販



売しているお店や商品を置いてあるスペースを見ても、もっともっと充実しても良いのにと切実に思うものであります。

その一方で、それらのスペースの相当部分を賞味期限近くの物が占めることがあり、半値の表示になっていても売れ残る予感がいたします。これらの場面に対応するのに広範なポイントの付与という手法が行使されることは、極めてタイムリーな変化を生み出す予感がいたします。

いわゆるフードロスになって廃棄されていくとしたら、例えばですが、ここにふるさと納税の益金を投入して、生産者も販売者も消費者も、みんなが喜ぶ仕組みづくりはできないものでしょうか。方法は様々にあります。

今日のレジスターは次の発注のために販売数や価格を集計する機能を持っていますが、まず販売店に協力を求め協議会を立ち上げます。そしてこの度のターゲットとなる商品を決めて、賞味期限切れに近づくさらにもっと前に販売価格を引き下げ、売れたらその差額を補填するようなシステム構築も可能です。一方で、低所得世帯向けの地元産品の購入券発行というのも期待ができます。地元産の食品がさらに生産され販路が広がれば、さらにふるさと納税のお礼物が充実することになり、遂には6次産業化の夢が膨らむ予感がいたします。

TPPやEPAが進む中、食糧自給率4割に届かない日本において国内の生産地を守ることを訴え、そのための協力を求めることは最終的に大都市の人々の食糧安全保障に大きく寄与するのだとアピールすることは、最初は小さな規模でもいずれ大きなうねりになると確信するところです。

環境省が今般提案する「グリーンライフポイント制度」は、まだ骨格部分が提起されているにすぎず、ここからが知恵の出どころであろうと考えます。

一方で同省のホームページには、日常の環境配慮に対するポイント付与の仕組みの持続的な拡大を通じて、国民のライフスタイルの変革を実現しますとうたっています。脱炭素社会の推進に向け、行政、生産者、流通販売関係者、消費者の参加する新たな協議の場が求められます。その場において地域の産品を守り育てていく新しい挑戦が生まれてくると信じます。ぜひ御研究をいただきたくお願い申し上げます。

#### 【答弁：町長】

松村議員御質問の地産地消と地元産食品のフードロス対策推進について御答弁申し上げます。



国は 2020 年 10 月に 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言し、2021 年 4 月には 2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガス 46%削減を目指すこと、さらに 50%の高みに向けて挑戦することを表明しました。カーボンニュートラル、脱炭素社会への挑戦が産業構造や経済社会の発展につながり、環境と経済の好循環を生み出すという発想で取り組むものであり、徹底した省エネ再エネの最大限の導入、脱炭素のための技術イノベーションなどの切り口と国民一人ひとり、事業者、自治体等によってもその内容には大きく幅があり、実現のための取り組みは多岐にわたります。

このような中、環境省は環境に配慮した行動に金銭的なインセンティブとしてポイントを付与する「グリーンライフポイント制度」を創設し、それにかかる予算として、来年度当初予算の概算要求に盛り込んでいましたが、2050 年の脱炭素社会実現には、生活様式の転換を加速させる必要があるとして前倒し、今年度の補正予算案に 100 億円を計上し 2022 年度より導入する予定となっております。

ポイントの対象となる行動は、住まい、食、衣類、循環、移動の 5 分野が想定されており、食では食品ロス対策として販売期限が迫った食品の購入や地産地消の食材利用、食べ残しの持ち帰りなどをポイントの対象としております。

さて、松村議員から提案いただきました地産地消と地元産食品のフードロス対策でございますが、地元で生産される新鮮で安全安心な農畜産物を利用した食品が地元で消費されることは、地域農畜産物への理解と地域農業への関心を高めるとともに、地域に求められている食育の推進、地域農畜産物の P R 活動へとつながることからとても大切です。

また、地元産の食品が賞味期限切れにより廃棄されていくフードロスを防ぐ取り組みは地域の食を守り、日常の環境配慮への行動にもつながるものであります。

また、そういった取り組みによって地元で生み出される食品がさらに生産され販路を拡大していくには、6 次産業化の可能性や本町のふるさと納税返礼品の充実にもつながっていくものと考えます。

本年 11 月には、英国グラスゴーにおいて、国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 C O P 26 が開催され、重要な交渉議題が合意に至っております。

今後、国内において脱炭素社会の構築に向け、本格的にカーボンニュートラルが加速し、幅広く様々な制度が打ち出されることが予想されます。

本町においては、これまで活動してきた中標津町地産地消推進協議会を活用し、消費

者側からの意見も聴取しながら関係機関との情報共有の図り、国の新たな制度の活用などについて研究してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

# 令和3年12月定例会一般質問

## 通告 4

### 質問 町有財産の売払い処分の推進について

### 答弁 町有財産の適正な管理と利活用について推進してまいります

9 番 高橋 善貞 議員

#### 【質問：高橋 善貞 議員】

9 番、高橋善貞です。町有財産の売り払い処分の推進について質問させていただきます。

11 月 25 日入札執行した町有地を対象とした町有財産の売り払いは、5 カ所のうち 1 カ所は残念ながら応札者がありませんでしたが、入札執行された 4 カ所の町有地は予定価格が 2,612 万 7 千円を大きく上回る 3,370 万円、約 1.3 倍で落札されました。

過去から決算審査特別委員会などで、町有地の未利用地について早期に処分を行うように指摘されておりましたが、今回、良い形で売り払いのスタートが切れたと感じております。また、この町有地売り払いの準備から入札に至るまで、対応された関係職員の皆様に改めて感謝いたします。

町有地の未利用地はこれだけでなく、用途を廃止した武佐小学校跡地、俵橋小学校の跡地、西児童館の跡地などはいずれも残存する老朽化した建物がありますが、企業誘致などで土地建物を一括利用できる条件で売り払いが可能です。

また、現在町有地を借り受けしている町民、民間企業や隣接者に対して売却していくことも必要で、少しでも未利用地の草刈りや立入禁止柵などの管理経費を削減していく必要があります。

町有地の売り払いは町の財政が厳しい中、売り払い代金収入の他に固定資産税など計り知れない効果があります。今回は敷地確定測量を実施して売り払いをしておりますが、民間不動産のように売り地として、最低限の立木の伐採、草刈り、上下水道整備、取り付け道路などの整備を行い、今後も積極的な売り払いを行うべきと考えますが、新たにスタートした第 7 期総合計画の前期基本計画では、町有財産の計画的な保全、貸付、売り払いを行い土地利用の利便性を高めるとともに土地の利活用を図りますとされ、決して売り払いに力点が置かれているわけではありません。中標津町は宅地分譲工事が盛んに



行われ、根室管内において複数の不動産業の経営が成り立つ町です。

今後、民間活力も含めて、町有地の売り払いに取り組む方法もあるかと思いますが、町長は今後の展開についてどのようにお考えになりますか。

**【答弁：町長】**

高橋議員御質問の町有財産の売り払い処分の推進について御答弁申し上げます。

まず始めに 11 月 25 日に入札執行いたしました町有財産売り払いについて、経緯と概要を改めて御説明申し上げます。

町有財産の売り払い処分につきましては、財産売却収入や固定資産税の増額が見込まれる他、草刈りや建物保険料など維持管理経費が削減され、また、売り払い後の土地利用による経済効果なども見込まれることから、未利用となっている町有地については売り払い処分を検討するよう、町議会決算審査特別委員会などから御指摘をいただいたところでございます。

また、近年の厳しい町財政状況を踏まえて、平成 30 年度に策定した中標津町行財政健全化緊急対策方針にて、財政健全化に向けた取り組みの一つとして、未利用財産の有効活用を重点項目に挙げたところでございます。この取り組みを推進するため、令和 2 年 10 月に町民共有の財産の適正な管理と公平公正で透明性のある利活用と処分の方法について定めた、中標津町未利用財産利活用基本方針を策定し、今回この方針に基づき、中標津町公有財産利活用検討委員会にて売り払い処分することで決定され、今般、一般競争入札を執行したところでございます。今回応札がありました 4 物件につきましては、予定価格を大きく上回る結果となり、町有財産の利活用の推進を図ることができたと感じるところでございます。

しかし、高橋議員の御指摘のとおり、町有地の未利用地はこれだけではなく、建物を含む町有財産も多数あり、これらの物件の方向性を検討し売り払いを含め、有効に利活用することが今後の課題となっております。

町有財産はこれまで町有施設として利用されていた経緯から、地域住民の利用や過去の経緯、土地の境界などが未確定の場合や立地条件など詳細な戸別調査、課題の整理が必要となり、売り払い処分までに相当の経費と準備期間が必要となる場合がありますが、今後においても個々の物件ごとに慎重に調査を行い、今後の未利用地のあり方について議論を重ね、保有が妥当なのか、貸し付けが妥当なのか、売り払いが妥当のかなど多角的に判断をしていきたいと考えております。

また、民間活力を含めた町有地の売り払い処分の取り組みにつきましても、民間からの利活用に向けた意見募集や公募型の売り払い手法等の先行事例の調査研究を行い、引き続き町有財産の適正な管理と売り払い処分を含めた利活用について推進してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

**【質問：高橋 善貞 議員】**

9 番、高橋善貞です。再質問させていただきます。

答弁いただいたのですが、ほとんどが私の質問を反復する繰り返す答弁です。このような答弁は今後やめていただきたいなと感じております。

今まで未利用地となっている町有財産については、所管する総務常任委員会や決算審査特別委員会で何年も前から指摘されてきた課題です。やっとスタートした町有財産の売り払い処分に対して、今後の展開がまた調査し検討するでは、今まで行政も議会も何をやってきたのかということになりませんか。

今回入札した自動車学校前の町有地は応札されませんでしたでしたが、約 5,200 平方メートルを一括処分でなく、例えば町民のニーズに合わせて分割して処分するなど、もっとお金を掛けて民間分譲地のように町民へ周知し対応する、そういう姿勢が必要だと私は思うのです。

先ほども言いましたが、中標津町の貴重な財源が確保できるわけで、財政が苦しいと言い続けても地方交付税は増額になりません。例えば、使わない土地をたくさん持っている地主さんが、金がない金がないって言ったなら、小学生でも土地を処分すれば良いだろうって言うでしょう。町有地を買っていただくには、もっと町民の目線に合わせて、どのような売り方が良いか判断すべきだと私は思います。町長はどのように考えますか。

**【答弁：町長】**

未利用財産の処分等につきましては、その場所場所におきまして、適切に判断しながら行っていきたいと考えているところでございますし、そして住民の方より要望のありましたことにつきまして、対応が遅いっていうふうにも見られがちなところもありますので、そういうところにつきましては随時、しっかりと早めに対応できるように考えていきたいと思っております。



## 質問 (仮称) 岩谷学園ひがし北海道 I T 専門学校の予定地について

### 答弁 経済活性化が期待できるため無償貸付を進めます

9 番 高橋 善貞 議員

#### 【質問：高橋 善貞 議員】

2 問目の仮称岩谷学園のひがし北海道 I T 専門学校の予定地について質問させていただきます。先の質問が町有地の売り払いなので、混乱しないように関連する問題として別件で質問いたします。

9 月定例会において、1 億 2,564 万 2,000 円の追加補正予算が承認され、東 7 条南 9 丁目から東 9 条南 10 丁目に至る町有地、通称すずらん団地において、旧教員住宅 43 棟と旧職員住宅 6 棟の 49 棟を解体する工事が現在進められております。この工事は令和 4 年 3 月 11 日に工事完了する予定で、令和 4 年度には敷地面積 1 万 5,816 平方メートルもの広大な未利用の町有地になります。立地条件が非常に良く民間不動産業者なら、都市計画街路南 9 丁目通りに面した幼稚園、小学校、中学校、商業施設が近接する区画化された高級住宅地並みに評価すると思います。

土地の価格については、先ほどの質問で売り払いした町有地 4 カ所の土地の一部と隣接しておりますので、売買実例として隣接地は 1 平方メートル当たり約 1 万 4,000 円、坪 4 万 6,000 円で落札しましたので、単純計算で約 2 億 2,000 万円の価格になります。この価格に現在行われている既存建物の解体費が加算されますので約 3 億 4,000 万円程度となり、岩谷学園が存在する横浜市のような超高額な土地価格ではありませんが、この土地を I T 専門学校の用地として想定されているとしたなら、その前に中標津町の町民、法人に対して売り払いを検討すべきではないでしょうか。

先の質問でも触れましたが、規模の大きい町有未利用地は武佐小学校跡地、俵橋小学校の跡地、西児童館の跡地など、いずれも建物は残っていますが積極的な利活用の公募は実施しておりません。なぜ市街地の 1 等地でなければならないのか。現在のコロナ禍において I T 技術によるリモート授業や最新技術機器を搭載したドローンを飛ばせる環境は、I T 専門校として大きな課題であると私は考えます。

この通称すずらん団地で令和 6 年 4 月の開校を目指しているとしたなら、すべての町民が納得できるように、町有地の売り払いは貸付の面積と価格を含めて早急に議論し公表していく必要があると思いますが、町長はどのようにお考えになりますか。

それともう 1 点お聞きしたいことがあります。この質問を事前通告したのが 12 月 3 日で担当部局の職員 6 名と内容確認のために協議したのが 12 月 7 日でした。その後、

12月8日議会運営委員会が開催され、一般質問の質問事項がホームページに公表されました。そして翌日の12月9日に私の質問に答えるかのように、今まで公表していなかったIT専門学校の詳細な内容が北海道新聞地方版に掲載されました。記事の内容は行政側から情報提供したとしか思えない非常に丁重で詳しい内容です。

これは行政、議会、報道3者の信頼関係が損なわれることと、議会規則第61条第2項の事前通告の目的から逸脱する悪意ある行為です。私の後ろの傍聴席に報道関係者が取材に見えていますので、この一連の経過についても、町長の誠意ある釈明を求めます。

**【答弁：町長】**

高橋議員御質問の仮称岩谷学園ひがし北海道IT専門学校の予定地について御答弁申し上げます。

横浜市に本部があります学校法人岩谷学園につきましては、平成29年に私が初めて岩谷大介理事長と面談し、その際、理事長から高等学校卒業後の高等教育機関がないこの地域に、地元産業に必要な人材を育てる専門学校の開設を計画していることをお聞きし、その実現に向け、岩谷学園誘致の会、中標津町商工会などとともに、町も協議に参画し日本語学校の設置に当たって、これまで協議を重ねてきたところでございます。

学園としては、当初から日本語学校の卒業生とともに、地元地域の高校卒業生がともに進学できる環境を計画していたところでございまして、日本語学校の開設準備と並行して、専門学校予定地の検討も進められていたところであります。

開設計画の概要ですが、学校名は仮称岩谷学園ひがし北海道IT専門学校、学科名は仮称ではありますが、地域未来ITテクノロジー科として、2年制で卒業生は専門士の学位が取得できます。卒業後の地元定着を目的とするため、根室管内全体の産業構造に合わせて、農業酪農ITコース、商工業観光ITコースの2コースを設置し、地域性と独自性を出す教育内容とするものであります。IT技術は既に商業観光の分野では必要不可欠となっておりますが、根室管内の酪農経営は大規模化に伴い、ITによる管理やロボット化が今後一層進み、それに対応できる技術者が必要になってくることが見込まれるとして、岩谷学園が長年横浜で専門学校としての経営実績を持つ情報ビジネスの分野に、この地域の産業分野を組み合わせた内容となっております。

このように学園側との協議を続けてきたわけではありますが、岩谷学園としましては、地元地域の高校生の進学を考えると、通学の利便性や若者の賑わい創出の観点から、市街地での町有地提供の協力を求められていたところでありまして、本年2月に岩谷学園

から東7条南9丁目6番地他計4筆、町の職員住宅と教員住宅として使用してありました通称すずらん団地の敷地へ開設したいとして正式に要望書の提出があったところでございます。また、あわせて学校建設等に多額の投資を要することに伴い、借地料の長期の減免の要請を受けたところでございます。学園からは、校舎、実習施設及び駐車場、今後の施設計画などを考慮し、全筆の貸し出しを希望されているところではありますが、今後、学園側からの具体的な土地利用計画に基づいて必要な面積を算定したいと考えております。

貸し付けに当たりましての根拠法令となりますのは、地方自治法第237条の2及び中標津町財産条例第14条により、公共的団体に対して公用もしくは公共用または公益事業の用に供するときは無償で貸し付けすることができることとされており、条例に基づく貸し付けの場合は議会の議決を要しないこととされておりますが、学園側から提示される土地利用計画を始め、開校に向けての進捗状況を随時議会に対し御報告、御相談させていただきたいと考えております。

なお、私立学校の設置を目的として設立された学校法人は、地方自治法上における公共的団体とされております。

次に、専門学校の開設に伴う経済効果につきまして、学生の在住に伴う消費の増加で2学年120名の学生と教員10名で、毎年約1億6,500万円の消費増、1人当たりの年間消費額を127万円としております。また、地方交付税については毎年1,900万円程度の増加、令和7年の国勢調査後からが見込まれているところであります。

これにより、職員住宅等の解体に伴う調査設計委託料、解体工事費などの経費を開校後数年で上回り、以降、年間消費額が使用料の減免額を上回ることが見込まれ、長期間の学校運営に伴って大きな経済効果が期待できるほか、これまで町外に出ていた若者が町内に定着することにより、商業の活性化やアルバイト労働による人手不足の解消、町内の活性化などが期待されるところであります。今月17日には、中標津町内の関係機関の連携により、円滑に専門学校の誘致を進めるため、学校法人岩谷学園、中標津町岩谷学園誘致の会、中標津町、中標津町商工会、中標津町農業協同組合、計根別農業協同組合、中標津建設業協会の7機関が参加し、連携協定を締結することが予定されておりました。官民を挙げての誘致に取り組むこととなります。

町といたしましては、岩谷学園が本町に進出する所期の目的であります専門学校の開設に向け、地元で高校卒業後の進学先がなく、18歳人口の多くが進学のため町外に転出してしまいう管内の状況において、高等教育機関の開設推進は私の2期目の町長選挙の重

要対策課題としての公約であったとともに、人口減少下における今後のまちづくりに大きな効果が期待されますことから、岩谷学園側から要望がございました町有地の長期無償貸付について取り進めてまいる考えでございます。

専門学校の開設により、経済活性化、若者の増加による今後のまちづくりに大きな効果が期待されますことから、町有地の貸し付けに御理解を賜るようお願い申し上げます。

また、後段にありました新聞へ内容でございますけれども、町として新聞社に情報提供したことは一切ございませんし、決して悪意のあるものではございません。

以上でございます。

#### 【質問：高橋 善貞 議員】

9 番、高橋善貞です。再質問させていただきます。

質問していない経済効果についてまで答弁していただきましたので、この内容について確認いたします。

2 学年の学生 120 名と教職員 10 名の 130 名で、年間約 1 億 6,500 万円の消費効果が見込まれます。地方交付税は約 1,900 万円増加しますと。これで解体工事に費やした費用も数年で回収できるという夢のような話をされましたが、これは I T 専門学校の学生と教職員が中標津町にすべて転入してきた場合であり、今、日本語学校では通用する理論ですけど、根室管内 4 町で通学も視野に入れた場合は成立しません。伊藤惇夫というコメンテーターが、数字は嘘をつかないが嘘つきは数字を使うと言ったのを今思い出しました。

また、答弁では学校建設に多額の投資を要するとのことですが、だから学校法人は各補助事業、融資制度を国は用意しているわけです。だから取得した土地、建設した建物の固定資産税は免除されるんじゃないでしょうか。

17 日の議会最終日に、中標津町を含む主要 4 機関で、連携協定を締結するそうですが、このようなメリットのみで話をするのはやめていただきたいんです。過去に失敗した合併問題と同じで町民の不信感が高まります。誘致活動になりふり構わない最大限の便宜を図るのはわかりますが、過去の反省点を踏まえて、町民や企業、既存の私立保育所、私立の幼稚園から不満、不信感を抱くことがないように説明する必要があると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

【答弁：町長】

再質問にお答え申し上げます。

岩谷学園の専門学校の誘致の件でございますけれども、今、人口が減ってく中で、各地域の大学等が民間から市立になったり、または廃校になったりするという状況がありますし、今後、人口が少なくなるにつれて、さらにその状況が進むのではないかというふうには考えられます。その中で、こういった学校が誘致できるというのは非常にうれしい限りの話でございますが、これは積極的に進めるべきだというふうに私はもちろん判断しておりますし、今後、高橋議員がおっしゃるとおり、確かに一部の方は他町からの通学というのはあるかもしれませんが、多くの方が町内に在住してもらえるものだと思っておりますし、数字がぴたびたといくつていうのはないかもしれませんが、近い将来においては間違いなくそのことが有利な条件として働くものと確信しているところでございますので、御理解をお願い申し上げます。

【質問：高橋 善貞 議員】

最後の質問です。

確かに数字を使う場合は、このようなメリットしか前面に出さないような数字を使うべきではないと私は思います。これから町内の主要の機関とお話するときも、実際には今年の8月ぐらいから活動されているいろんな団体、農協含めてですけど、いろんな団体にこの話をしてきたとは思うんです。ただ、経済効果、費用対効果を考えるときに、きっちりと今の中標津農業高校、中標津高校の生徒の進学先なりをしっかりと調査して、卒業する高校生がIT専門学校にどの程度行っているのかっていう調査もされないで、それでいきなりすばらしい経済効果を語るというのは、これはちょっとおかしいんじゃないかと思います。

それともう質問がないので最後に言いますが、平成29年の北海道林業大学校の誘致の対応が非常に遅くて町民に批判されて、北海道最後の期成会を立ち上げて誘致活動を行いましたよね。他管内に決まりかけてから町長は、北海道の施設なのに最後の最後で中標津町が校舎を建設しても良いと言いました。今回の誘致に当たって、このような事態になるんじゃないかということで私は心配しております。誘致のため、費用対効果がそれだけあるっていうことに対して、町長の公約かも知れませんが自信を持って話をできる内容なのかっていうのは、少し私は疑問に思っているんです。

最後に言いますけど、私は誘致に反対しているわけではないんですよ。良いですか。



誘致する以上は、町民の皆さんから疑念を抱くようなそういう誘致はやめてくださいって言っているんです。今言ったようなバラ色の経済効果とか、そういうことは言うべきではない。ちゃんとその前面に高校卒業した学生達の進学先の一つとしてIT専門学校はあるんだっていうことを認識してもらう方が私は良いと思います。どう思いますか？

**【答弁：町長】**

質問にお答え申し上げます。

私は黙って何もしてないわけではなくて、管内、それから釧路管内、そして網走管内のそれぞれの首長さんに面談いたしまして、こういった学校を造る計画があるので、ぜひ生徒さんたちを、こういった学校にお送りいただけないでしょうかというお話をさせてもらいました。そのときの判断でありますけれども、概ね良好な意見であったというふうに考えております。当然初めてのことでありますので、しっかりと成功に導くように努力はもちろんしなきゃいけません。

なお、私どもの今考えている部分では、メリットとデメリット差っ引きますと、少なくともデメリットはないというふうには考えております。

以上でございます。

# 令和3年12月定例会一般質問

通告 5

## 質問 不登校児童生徒への支援について

## 答弁 悩みや問題を早い段階で発掘できるよう努めます

5 番 佐久間 ふみ子 議員

### 【質問：佐久間 ふみ子 議員】

5 番、佐久間ふみ子でございます。不登校児童生徒への支援について御質問いたします。

新型コロナウイルスの影響で生活環境が一変し、自粛という生活様式は大人だけではなく、子どもたちにも不安と心配で精神的にダメージを受けていると言っても過言ではないと思います。文部科学省では、不登校は何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間 30 日以上欠席したもののうち、病気や経済的理由によるものを除くものと定義しています。報道では全国の小中高で病気や経済的状况以外の理由で年間 30 日以上登校していない不登校の小中学生は 8.2%増の 19 万 6,127 人と過去最多とのこと。8 年連続の増加です。高校生は 14.1%減の 4 万 3,051 人だそうです。北海道は小中学生が 17.4%増の 8,958 人で高校生は 2.5%減の 943 人です。

不登校になる要因は、ある情報では家庭環境の変化、本人の発達特性、ネット依存等を含む不安、無気力など要因は必ずしも一つとは限らず、複雑に絡み合っていることも多々あるということです。

私がお話を聞いた方のお子さんは、転校してきて学校や環境になじめなくなって、体に不調が表れて学校を休むようになり、長期化して不登校になってしまったということです。その当時は小児科や地方の病院内カウンセラーに通ったり、将来に不安を抱え当事者の子どもとともに保護者も非常に苦しい思いをされたようです。

本町の不登校の状況は 9 月現在で、小中学校 6 校で 35 人ということですが、直近 5 年間の不登校数を見て正直驚きました。平成 28 年度小学校 6 名、中学校 28 名、平成 29 年度小学校 5 名、中学校 29 名、平成 30 年度小学校 9 名、中学校 52 名、令和元年度小学校 17 名、中学校 35 名、令和 2 年度小学校 19 名、中学校 31 名。平成 30 年度は中学



校 52 名と前年度に比べて 23 名も増えています。令和元年と令和 2 年度は平成 30 年度に比べ小学校が 3 倍近くも増えています。新型コロナウイルス感染回避の欠席が増えていることもあり、全国的に不登校児童生徒が増えています。本町ではそれ以前も年々増加してきているようです。

本町の不登校児童生徒が増えている現状をどのようにお考えでしょうか。

また、今後不登校児童生徒を増やさないことと、欠席がちとなった児童生徒及び保護者に対する早期支援の対策が必要だと思われませんが、教育長の見解をお聞かせください。

**【答弁：教育長】**

佐久間議員御質問の不登校児童生徒への支援について御答弁申し上げます。

不登校の解消は学校教育における重大な課題の一つであり、学校におきましては不登校児童生徒の早期発見、予防に努めるとともに、学級担任を中心に家庭訪問等により児童生徒やその保護者と面談を行うなど、原因や状況に応じた対応をしているところです。

当町における過去 5 年間の不登校児童生徒数の推移でございますが、病気や経済的理由によるものを除き、年間 30 日以上登校しなかった児童生徒の数は、議員御指摘のとおり、平成 30 年度には中学生の増加、令和元年度には小学生の増加が見られております。小中学生全体では平成 30 年度の 61 人をピークに、その後は若干の減少傾向にあるものの、令和 2 年度においても 50 人という状況にあります。

これらの不登校の現状は、家庭環境や対人関係、学業不振や身体の不調など、最近の子どもたちを取り巻く環境の急激な変化とともに、多様化・複雑化しています。

また、その原因や背景はさまざまであり、何か一つの要因で説明できるものではなく、どの児童生徒にも起こりうる成長の一過程として教育的に支援していく必要があることから、教育相談の果たす役割は非常に大きくなっております。

そのため、学校での組織的な支援に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携により、学校への復帰や将来の自立に向けた相談支援を行っているところです。

また、多様性の時代と言われる今日にあっては、これまでの考え方を一方的に押し付けるのではなく、児童生徒の将来にとって何が大切かを念頭に個々の特性を重んじながら、長期的な視野を持って対応していくことも重要と考えております。

児童生徒が不登校に至った場合は、教育相談センターで開設している適応指導教室において専門相談員が支援を行っております。ここでは、児童生徒の話に耳を傾けともに

歩むことを心掛け、希望を失わず関心を持って見守りながら、自分を振り返る場所を目指すとともに、学習指導や体験活動、対人関係力育成などのサポートを行い、学校へ行けない子が心のエネルギーを回復して、将来、自立する力を育むため支援しています。

また、専門相談員は児童生徒への支援だけではなく保護者を支え、学校との橋渡し役としての役割を担っており、子どもや保護者が抱える問題をきめ細かく受けとめて相談業務に当たっているところです。

今後は、これまでの学校内における早期対応及び関係機関との連携対応に加え、青少年やその保護者の悩み相談に応じる教育相談センターの役割を積極的に周知し、潜在する悩みや問題を早い段階で発掘できるよう努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

## 令和3年12月定例会一般質問

通告 6

質問 デジタル化推進における住民サービスの向上について

答弁 情報格差の解消及び住民サービスの方策を検討します

8 番 江口 智子 議員

【質問：江口 智子 議員】

8 番、江口智子でございます。デジタル化推進における住民サービスの向上について、以下2点にわたって質問いたします。

1 点目はプッシュ型配信の開始についてであります。昨年9月定例会の一般質問で広く住民のデバイスに通知をするプッシュ型での情報配信を要望し令和3年度に予算計上されております。以前伺ったときはLINEの公式アカウントを利用する見通しとのことでしたが、開始予定時期など、現在の進捗状況はどのようになっているのでしょうか。



2 点目は、デジタルデバイドの解消に向けて質問いたします。政府はマイナカードの普及促進及びコロナ禍における経済対策であるマイナポイント2万円分の付与を閣議決定し、明年1月、事業の開始が見込まれます。当町において、昨年の定額給付金の申し込みをマイナカードで行った住民は415件と全体の3.7%にとどまりますが、町民生活部では休日夜間窓口を設けるなど、マイナカードの交付率を上げる努力をしております。町内の70代80代の高齢者からも、時代の趨勢によりマイナカードとスマホは持たざるを得ないという声も多く聞かれ、実際免許証を持たない高齢者が写真付きの身分証としてマイナカードを取得した事例も耳にしております。

そこで懸念されるのがデジタルデバイドと言われるデジタル機器を使える人と使えない人の分断です。マイナカードを取得しデジタル機器を持ったものの使い方がわからないために、マイナポイント申請や健康保険証への紐づけができない、キャッシュレス決済のやり方がわからないなど、デジタル化の恩恵を受けることができない方々が少なからず存在します。

高齢者に限らずこうした住民に対し、例えばマイナポイントの申請ヘルプ窓口の設置や説明会の開催、無料の機器を設置し、いつでもマイナポイントの申請ができる携帯シ



ヨップ等、民間事業者の案内、キャッシュレス決済の理解を促進し正しく安全に使うためのスマホ教室開催等、取り残される人を生まないための対策が必要と考えます。

以上2点について町長のお考えをお聞かせください。

**【答弁：町長】**

江口議員御質問のデジタル化推進における住民サービスの向上について御答弁申し上げます。

まず1点目ではありますが、プッシュ型配信の開始につきましては、普及率の高さ及び政府機関をはじめ導入する自治体も増加していることから、本町におきましてもLINE公式アカウントの開設に向け、セキュリティ確保や複数のカテゴリから希望する受信情報を指定できるセグメント配信等に対応するシステムを選定及び運用に係るルール策定を進めているところでございます。年度内には町民の皆様へ御案内できる予定でございますが、町民、地域、行政をつなぐプラットフォームの役割としての期待も高いことから、早期に運用開始できるよう作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、2点目のデジタルデバイドの解消に向けてでございますが、議員御指摘のとおり、デジタル庁が発足し国を挙げて社会全体のデジタル化が進められていく中で、デジタル技術を使いこなせる方とそうでない方の情報格差については配慮していかなければならない課題だと認識をしております。

また、今後ますますデジタル化が進展し、行政のデジタル化をはじめ、様々な場面でデジタル技術が取り入れられていく中、だれもがその恩恵を享受できる社会としていくためには、住民にとって身近な行政サービスを提供する市町村の役割は、より重要になってくるものと考えております。

マイナポイントの手続きを例に挙げますと、パソコン等の操作が不慣れなため手続きに苦慮しているお客様に対しましては、役場窓口を設置しております設定支援コーナーにおいて個別にお手伝いをしているところでありますが、議員からの御提案にもありました国の行うデジタル活用支援推進事業により、携帯事業者が開催するスマホ教室等の案内につきまして、すでに中標津町内の事業者でも実施されておりますので、このような民間事業者の取り組みを町民に紹介するなど、スマホの利用を生活に定着させていく活動も必要だと考えております。

今後、行政のデジタル化を進めていく中で、高齢者に限らず全ての人がデジタル技術

を活用できる社会を目指し、住民ニーズの把握に努めるとともに、民間事業者の取り組みも踏まえながら、情報格差の解消及び住民サービスの向上に向け様々な方策を検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

**【質問：江口 智子 議員】**

8 番、江口智子でございます。

先頃、根室市が市民向けにごみの分別アプリをリリースしました。LINEの公式アカウントのAIチャット機能を使えば、捨てたいごみの分別や収集日の通知等も可能とされており、今後、LINEで一元化した住民サービスの拡充に期待をします。

プッシュ型の情報配信はセグメント配信とのこと、住民にとっては欲しい情報を選択できる利用価値の大きいものであります。現時点でこういった項目を予定しているのかお聞かせ願います。

**【答弁：町長】**

御答弁申し上げます。

LINEによる情報配信に当たりましては、先ほど申し上げましたとおり、欲しい情報を選択できるセグメント配信を導入する予定でございまして、具体的な分類項目としましては現在整理しているところでございますが、議員の話もありましたごみの分別におけるチャット機能につきましては、本町においても導入する考えでございます。

また導入後においても、住民の方の声を聞かせていただきながら、より良い運用に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

**【質問：江口 智子 議員】**

8 番、江口智子でございます。

マイナカードを新たに作った場合、5,000 円分のマイナポイント付与のためには現金2万円のチャージ、または買い物が必要です。普段は現金払いでクレジットカードも利用しない方がポイントの付与先はコンビニのカードくらいしか持っていない、このような方がコンビニで2万円分の買い物をするには何カ月かかるのかという声が聞かれます。一方でキャッシュレス決済 PayPay を利用すれば、北電や北ガスなどの電気ガス料金、中標津町では国民健康保険税、住民税などの税に加えて、住宅使用料と毎月の固定費で無理なくポイントの還元を受けることができます。LINEペイでも同じ項目が決

済できるようです。

最近、別海町では水道料金、保育料、老人施設使用料などの支払いにも PayPay の適用範囲を拡大しましたが、中標津町でも町に納める支払いへの範囲を拡大し、住民はこうした固定費の支払いを在宅で請求書払いできポイントも還元されるというキャッシュレス決済の恩恵について、マイナポイントとセットでの勧奨が必要ではないでしょうか。

キャッシュレス決済は難しそうだ、よくわからないという人に対しLINE公式アカウント運用開始の際は、例えば登録した住民に町としてコロナ禍による経済対策として、地方創生臨時交付金を活用した独自のポイント付与を行うなど、キャッシュレス決済への敷居を低くし、実際に利用してもらう動機付けとしてはいかがでしょうか。

#### 【答弁：町長】

御質問に御答弁申し上げます。

公共料金などの支払いにおきまして、多様な支払い方法を導入していくことは、住民の利便性を向上する上でも検討していく必要があるというふうに考えております。キャッシュレス決済におきましては、ポイント還元やマイナポイントの付与といった、利用者にとってメリットになることは認識をしております。さまざまあるキャッシュレス決済サービスにつきましては、あくまでも民間企業の行う事業でありまして、行政として利用勧奨を行うことは難しいものと考えておりますが、キャッシュレス決済サービスを利用することによる利点等を住民にお知らせすることは、マイナンバーカードの普及にもつながるものと考えております。

行政としてできること、民間企業だからできることがあると思いますので、官民連携しながら住民サービスの向上に努めてまいりますので、御理解を賜りますよう、お願い申し上げたいと思います。

また、町独自のポイント付与につきましては現時点では考えてはおりませんが、今後、経済対策としての効果と調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

## 令和3年12月定例会一般質問

通告 7

**質問** パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入について

**答弁** 町の体制整備も含め検討してまいります

1 番 平山 光生 議員

【質問：平山 光生 議員】

1 番、平山光生です。パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入について質問させていただきます。

現在新型コロナウイルスの変異株、オミクロン株が日本にも上陸し再び緊張感が広がっています。感染症対策として個人や企業をはじめ、病院でも様々な対策をとっていただいていると思いますが、その一つとして、町立中標津病院では令和2年5月から入院患者様との面会を全面禁止となっています。大切な家族の顔が見られると安心ができるのですが、それが叶わない今、せめて病状だけでも先生から直接話を聞きたいと思ったとき、婚姻関係が法的に認められていないパートナーをはじめ、家族の方はその願いを叶えることができません。

他にも婚姻関係が公的に認められていないパートナーは、入院や手術の同意書にサインができないことや、公営住宅に入れないこと、保険の受取人になれないなど、様々な制約が課されてしまいます。

しかし、他の自治体では家族で過ごす時間が増えている今、家族と幸せな生涯をともに送るための多様な家族の在り方を認める制度があります。戸籍上は同性であるカップル、または様々な事情により婚姻することができない、あるいは婚姻という形を選ばない事実婚のカップルに対して、地方自治体が婚姻と同等のパートナーシップであることを承認するパートナーシップ制度、その制度をパートナーの親や子供についても対象を広げ家族として認めるファミリーシップ制度です。

多様性を認め合い、人権を尊重する社会を作る中で多くの自治体に取り組み始めている制度であり、また、当事者たち自身が受け入れられているという気持ちを持てるという意味でも大きなメリットのある制度です。

渋谷区と世田谷区で始まったパートナーシップ制度は、2021年9月時点では118の自



治体が導入し、6月末の時点で2018組のパートナーが交付を受けています。

全ての町民の皆様が住みやすさナンバーワンのまちと感じていただけることに繋がる制度だと考えますが、制度の導入について町長の意見をお聞かせください。

**【答弁：町長】**

平山議員御質問のパートナーシップ制度・ファミリーシップ制度の導入につきまして御答弁申し上げます。

まず、日本には法的に同性同士の婚姻が認められていないことから、LGBTなどのカップルにつきましては、平山議員御指摘のとおり、相続やパートナーの手術の際、同意書にサインできない、保険の受取人になれないなど婚姻しているような関係にもかかわらず、様々な制約が課せられています。

このカップルを婚姻相当の関係にあると公的に認めていくのがパートナーシップ制度でありまして、婚姻とは違いますが、自治体が独自に規定し2人の関係性を認めるという形になっております。

この制度は平成27年に東京都渋谷区、世田谷区で制度化され全国に広がりを見せておりまして、北海道では平成29年に札幌市が初めて制度化し、来年の4月には函館市が導入を目指しており、帯広、北見においても検討がされている状況でございます。

パートナーシップ制度導入は導入した実態に限らず、広く社会におけるLGBTの理解を促進するという意味では、病院の面会に關しての規制緩和、公営住宅の入居、賃貸契約や生命保険の受け取り、クレジットカードの家族カードの作成、家族として会社の福利厚生を利用するなどメリットも増えており、重要な意義をもたらしている一方、当事者が直面する困難や差別偏見の解消という観点からは大きな限界となっており、法制度の整備による抜本的な対策対応が必要とも指摘されているところでございます。

中標津町におきましては、現在直接的なニーズはございませんが、全国的には8%の割合で存在すると言われております。今学校の教育においてもジェンダーの学習は進んでおり、また報道の影響等もあり多様な性について知ること、理解することは昔と違って、若い方ほど受け入れやすい状況にあるとかと感じております。制度導入に当たっては、若い方に限らず広く家族や学校、企業においても、このような考え方が浸透する取り組みも重要であり、その上でLGBTなどの調査研究も含めながら、パートナーとして認定後、婚姻相当の関係として中標津町において公的サービス、民間サービスを含め実際に何ができるかを考え制度に反映していくことで、性的少数派の人々が利用した



いと思う制度にしていくことも必要と考えております。制度制定に当たっては、住民の意見・要望を踏まえ、町の体制整備も含め検討してまいりたいと考えております。

第7期総合計画でも人権の尊重と男女平等参画社会の形成として、それらの浸透とジェンダーの平等が図られ、だれもが幸福な生活を営むことができる社会を目指すことを掲げており、当事者たち自身がこの町に受け入れられているという気持ちを持ち続けられるような形のあり方を、今後、国や北海道、他自治体の動向も参考にしながら、引き続き調査研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。